

# 教宣 せぶん

## 地位確認 第5回裁判

地位確認の第5回裁判が定期大会の翌日の9月11日に開催されましたが、その中で裁判長が内勤への継続雇用について触れ「年収で変わらなければかまわないのではないか」という趣旨の発言をしたことに対し、多くの方が疑問を感じたと思います。裁判長がそう言った真意はわかりませんが、この訴訟はRAとしての地位確認を求めた訴訟です。準備書面でも主張しているように、私たちは「この職種を一生全うできる」という説明を受けて入社しました。「転勤がない」という条件で入社しました。私たちは、会社の試算で儲からないからと言って会社全体としては莫大な利益を出している以上「違う職種に移れ」とか「代理店になれ」などと言う乱暴な出方が法的に許されないという主張をしています。当然裁判所もその論点を見失っているはずはなく、内勤になって「年収が変わらなければよいではないか」という方向には決して裁判がすすんでいくはずがありません。事実、訴訟は証人調べに移っていきますが、私たちの主張は当然「職種限定論」「地域限定論」を中心に展開していきます。この訴訟の目的、論点を考えれば裁判長の言葉に深い意味はなかったと判断できます。

いずれにしても、地位確認訴訟はこれからが正念場を迎えます。次回20日にはこれからすすめられる証人調べに対する進行協議が行われます。3月までに勝利判決を勝ち取るために組織として地位確認訴訟に全力を傾けていきます。